



卷頭言

これから的小児地域医療を 担うのは誰か？

愛知県小児科医会 副会長
大西 正純

地域医療は最近のトピックスで各方面から取り上げられています。成人領域における地域医療はかなり整備されてきましたが、それでもまだ道半ばです。ましてや小児の地域医療に関しては、各団体からそれぞれプランが示され、お互いの動きを見ながら動き出そうとしている段階です。日本小児科医会としても地域で子供たちを見ている立場からこの問題に取り組むべく平成19年に「小児総合医検討委員会」を発足しました。その後「地域総合小児科検討委員会」と名称変更し検討を重ね、暫定制度ながら地域小児医療認定医制度を始めるに至りました。まだ実績もない新しい制度なので、参加するかどうか決めかねていらっしゃる先生方も多いと思います。発足当時から10年にわたって関わってきた立場からこの制度についての考えを私なりにまとめてみました。参考にしていただければ幸いです。

厚生労働省は医療改革の一環として専門医制度の改革を行いました。新専門医制度の開始にあたってその目玉として基本領域専門医の19番目に新たに総合臨床専門医を加えました。総合臨床専門医の医師像は「日常遭遇する疾患や傷害の治療・予防、保健・福祉など幅広い問題について適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供出来、地域のニーズに対応出来る「地域の診療にあたる医師」。総合診療専門医は領域別専門医が「深さ」が特徴であるのに対し、「扱う問題の広さと多様性」が特徴。総合診療専門医は他の領域別専門医や他職種と連携して、地域の医療、介護、保健等の様々な分野においてリーダーシップを發揮しつつ、多様な医療サービス（在宅医療、緩和ケア、高齢者ケア等）を包括的且つ柔軟に提供出来、地域全体の健康向上に貢献する重要な役割を担う。」とされています¹⁾。しかしながらその研修期間をみてみると、3年間の研修期間中に小児科はわずか3か月の研修期間しか与えられておらず、幅広く小児医療全体を研修するにはあまりにも不十分と思われます。小児科の研修プログ

ラムを見ても「常勤の小児科指導医がいる病院で外来・救急・病棟の（日常的によく遭遇する疾患を中心とした）研修が行える施設。なお、研修にあたっては小児科専門医等が指導すること。」とされているだけです²⁾。

これに対して日本医師会は、「今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するため」として「かかりつけ医研修制度」をもうけました。かかりつけ医については「なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師」と位置づけています。しかし、その研修内容を吟味してみると高齢者への対応が中心で小児への対応が含まれていません³⁾。

一方、日本小児科学会は「小児科医は子どもの総合医である」という基本的姿勢のもと、「小児科専門医の医師像」を、「子どもの総合診療医」、「育児・健康支援者」、「子どもの代弁者」、「学識・研究者」、「医療のプロフェッショナル」の5つの視点から明確にし、これらの視点をもとに小児科専門医研修における到達目標を設定し、24番目の到達目標に「地域総合小児医療」を加えました⁴⁾。小児科全体を幅広く研修できるプログラムではありますが、大学や地域基幹病院を中心とした研修プログラムが主体となり実際の地域医療を研修するには課題も多いと思われます。

そこで、日本小児科医会では小児の地域医療を中心となって担っていく小児科医を育成する制度として「地域総合小児科医制度」を立ち上げました。「地域総合小児科医」とは、日本小児科学会専門医の24番目の到達目標である「地域総合医療」に特化し、将来の地域小児医療の基盤となるべく医療技術・知識の向上と医療・保健・福祉を包括的に構築することのできる「地域総合小児科医」の育成を目指した制度です。さらに、小児科学会だけでなく小児外科系関連学会協議会、小児保健協会など小児科連絡協議会の参加団体と協働して、オール小児科として新専門医制度の中で、将来の日本の子どもたちにCommunity Pediatricsを提供することを目指しています⁵⁾。

具体的な活動は(1)地域の子どもの健全な心身の発育のために育児支援をおこない、医療・保健・福祉の推進に寄与する。(2)障がいのある子どもを含め、子どもの代弁者として、すべての子どもと家族が適切な身体的・精神的・社会的支援を受けることがで

きるよう寄与する。(3)子どもがどの地域に住んでいても、適切な医療・保健・福祉を継続して受けられるように、医療機関、行政機関、教育機関、地域社会などの“子どもに関わる人々”とのネットワークを構築し、その中心的な役割を果たす。(4)救急・時間外診療を含めた地域の一次・二次医療を実践し、病状によっては、専門医療機関などとも適切に連携する。(5)健康増進の啓発活動、教育、調査・研究活動をおこなう。(6)地域の子どもを守るために地域政策へ積極的に貢献する。があげられています。平成26年度から暫定制度を開始してすでに1000人近い方が認定されています、今後は専門医を指導する立場の指導者講習会にも力を入れていくことになります。

新専門医制度が発足これから新しく総合臨床医が生まれつつある今が小児地域医療の分岐点であり、国の政策に従って3か月しか小児科の研修をしていない総合臨床医か、子どもの総合医である小児科専門医の中で地域医療に特化した地域総合小児科医か、どちらが今後の小児地域医療の担い手になるか決められようとしています。

子どもを誰が診るのがいいのか？いろいろ意見があるかもしれません、私はやっぱり子どもを中心になって診ている小児科医が最もふさわしいのではと思います。日本小児科医会が立ち上げた地域総合小児科医がこれからの地域小児医療を担っていくのには最もふさわしいのではないかと思います。今後多くの先生方に参加していただいて一緒に小児科医による子どものための地域医療を始めていきませんか。

文 献

- 1) 厚生労働省へき地保健医療対策検討会「新しい専門医制度」一般社団法人「日本専門医機構」理事長早稲田大学と久米に教授池田康夫
2015年3月30日
- 2) 一般社団法人日本専門医機構「専門医制度新整備指針（第二版）」2017年6月
- 3) かかりつけ医の在宅医療—超高齢化社会と私たち—私たちのミッション日本医師会
- 4) 小児科医の到達目標一小児科専門医の教育目標—日本小児科学会誌 2015年 751～798
- 5) 日本小児科医会ホームページ地域総合小児医療検討委員会